

大和郡山市議会災害対応マニュアル

I 市議会災害対策本部

市議会は、市域において災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、市執行部と連携を図り、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努めるため、市議会災害対策本部（以下「議会本部」という）を設置し、防災業務の遂行にあたる。

1 議会本部の設置

（１）設置基準

議長が、議会本部を設置できる基準は、次のとおりとする。

①大和郡山市災害対策本部（以下「市本部」という）が設置されたとき

大和郡山市災害対策本部設置基準

- ・市域に震度５弱以上(気象庁発表)の地震が発生した時
- ・大雨又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生した時、又は発生することが予測される時
- ・台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある時
- ・相当規模の災害が発生した時、又は発生することが予測される時
- ・大規模災害が発生した時、又は発生することが予測される時
- ・その他の状況により市長が必要と認めた時

（大和郡山市地域防災計画より）

（２）設置の決定

市本部が設置された場合、議会事務局長はその旨を議長（本部長）に伝達し、議長が議会本部を設置すると決定したときは、副議長（副本部長）及び各常任委員会の委員長（本部員）に伝達する。また、本部員は、所属の各常任委員会の委員に伝達する。

（３）廃止基準

①市本部が廃止されたとき

②災害の危険性又は災害応急対策が概ね完了と認めたとき

（４）設置・廃止の通知

議会本部を設置又は廃止した場合、市本部に通知する。

2 組織・運営

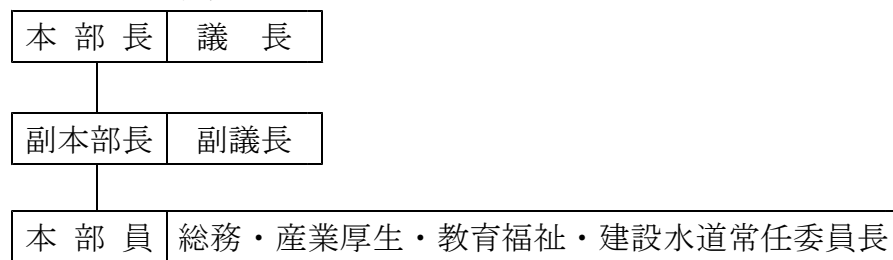
(1) 設置場所

議会本部の設置場所は、原則として市庁舎議会棟とする。ただし、市庁舎が使用できないときは、市本部と協議し、本部長が別に定める。

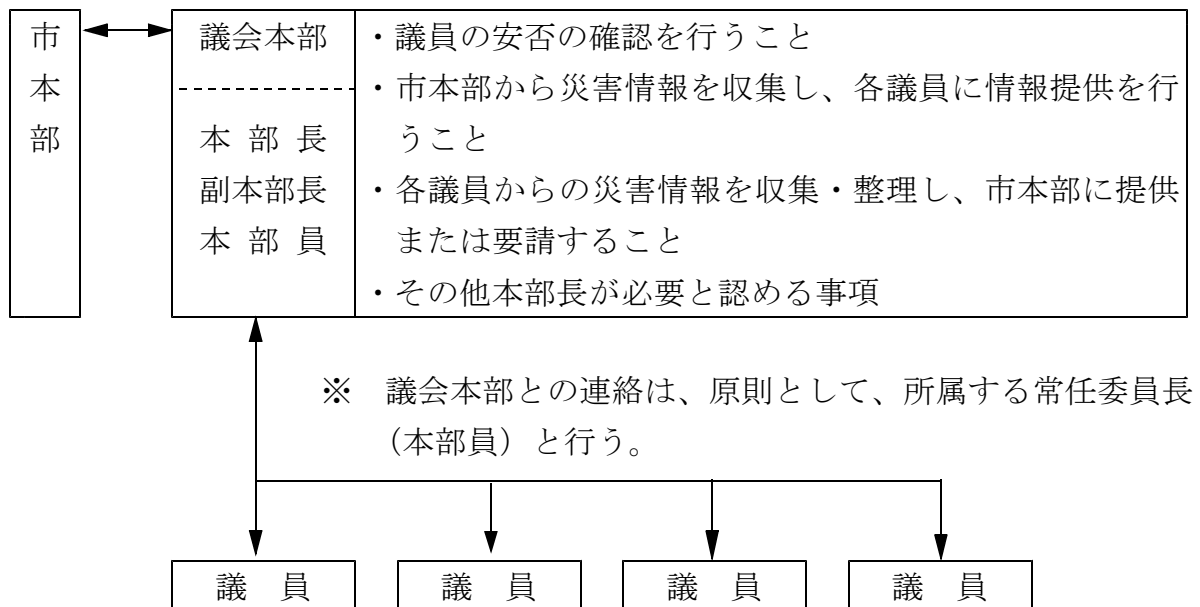
(2) 組織

議会本部は、大和郡山市議会災害対策本部設置規程による。

◇議会本部構成員



(3) 活動



3 連携体制の整備・見直し

市議会は、本マニュアルの内容に基づき、市執行部と円滑に連携を図られるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、災害時の対応対策活動について議会内において周知徹底を図る。

また、議会の構成又は見直し等の状況の変化に対応し随時検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

Ⅱ 議員の対応

1 災害発生時

議員は、大規模地震、風水害等の発災を覚知した場合、議会本部の指示があるまでは、自宅付近の被害状況等を把握し、個人の判断に基づき行動する。

2 議会本部設置時の活動及び参集

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること
- (2) 議会本部から情報の提供を受けること
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会本部へ報告すること
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと
- (5) 議会本部が議員の参集を決定した場合、参集すること

3 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、安全な靴、ヘルメット又は帽子、手袋を着装する。筆記用具、メモ用紙、懐中電灯、携帯電話、デジタルカメラ、タオル、飲料水（水筒）等をできる限り携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置を講じる。

(4) 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。